

部活動顧問による生徒の死亡・傷害事件

Case1	岐阜県立中津川商経高校陸上部 指導死
概要	<p>1985年3月23日、岐阜県恵那市の県立中津商業高校の竹内恵美さん(高2・17)が、陸上部顧問(46)の暴力的シゴキや暴行を苦に自殺。</p> <p>通学用力バンから、鉛筆で書いた遺書が出てきた。</p> <p>「お父さん、お母さん、私は疲れました。もうこれ以上、逃げ道はありません。なんで、他の子は楽しいクラブなのに、私はこんなに苦しまなければいけないの。たたかれるのも もうイヤ 泣くのも もうイヤ 私はどうしたらいいかな だから もうこの世にいたくないの ゴメンネ お父さん お母さん 私・・・本トにつかれたの もう・・・ダメなの もう イヤなの 私そんなに強くないの ゴメンネ」と書いていた。</p> <p>顧問については、「私は先生が好きだったけれど何も恩返しできんかった。…人よりも多く感謝していたけど、私はすかれなかった…」と書いていた。</p>
経緯	<p>自殺の前日、恵美さんは進級に必要な成績がとれず、「計算実務」の追試験を受けた。追試験終了後の採点で無事進級が決まったが、追試だったことに対し、陸上部顧問が体育教官室で1時間、続いて担任教師が勉強や部活動について1時間 15分、更に、午後3時すぎから2時間半、再び陸上部顧問が説諭。計4時間 45分に及ぶ訓戒を受けた。</p> <p>その日、寝坊をして朝食抜きで家を出た恵美さんは昼食もとれなかった。直立不動の姿勢をとり続け、罵声を浴びせられ、竹刀を突きつけられ、殴られた。</p> <p>恵美さんは、有望選手を集めて開かれる県陸上競技協会主催の強化合宿に参加する予定だったが、欠点を取ったあと、顧問に「お前は(合宿に)連れて行かん」と言われショックを受けていた。(後に顧問は「合宿には参加させるハラだった」と説明しているが、本人には伝えていなかった)。槍投げの練習もさせないと言われて、グラウンドの片すみでもいいから練習させて欲しいと懇願したが、許されなかった。</p> <p>顧問の「お前なんかしらん。お前の顔など見たくない」などの言葉を最後に帰宅。</p>
被害者	<p>竹内恵美さんは小学校の時から運動が得意な快活な少女で、スポーツが盛んな学校だからという理由で、自ら希望して中津商業高校に入学し陸上部に入った。</p> <p>陸上部では、1年生の秋の岐阜県新人戦の女子やり投げで優勝。2年生の県高校選手権大会で優勝。全国高校生やり投げランキングで16位。全日本ジュニアオリンピックや国体にも出場するなど活躍していた。県下ナンバーワンの将来を期待されたホープだった。有望選手として特別厳しい練習を課せられていた。</p>
顧問	<p>陸上部の顧問教師は、教師歴24年。中津商業高校に19年間勤務。</p> <p>校内では「校則」を守らせる体育科教師グループのボスの存在で、部活動以外の生徒たちからも恐れられていた。</p> <p>元インターカレッジの槍投げの優勝者で、過去にも数多くの県・全国レベルの大会優勝選手を育てていた。県陸上競技協会の競技強化部長としても、恵美さんを全国レベルの選手に育て上げることを自己の使命とし、生きがいにしていて、また、恵美さ</p>

	<p>んを中心にクラブの規律を作り上げようとしていた。</p> <p>顧問は、精神鍛練と称して、自家用車を洗車させたり、運動着を洗濯させたりしていた。恵美さんは右足疲労骨折と診断され、医師から2か月間練習をしないように言われていたが、顧問は診断を無視して、変形ダッシュなど足に負担のかかる練習をさせた。</p> <p>恵美さんの生前、母親は顧問に、「恵美をたたかないで下さい。たまにはほめたり、おだてたりしてもらえれば喜んで頑張りますから」と頼んだが、「恵美はおだてても駄目だ。殴らんと」という返事が返ってきた。恵美さんの調子や成績が良くてもほめることはしなかった。</p>
顧問の反省	<p>焼香にきたときに、遺族から「恵美になにか言うことはないか」と言われ、「今はバカとしか言えん」「死人にクチなしや」「人の噂も75日」などと反省が見られず、遺族の気持ちを逆なでした。</p>
学校・教委の対応	<p>両親が事件後、学校や県教委に真相の調査を依頼したが、教育委員会は「調査してみます」と言うのみ。校長は「あの先生はああいう人やで、小さいときから人に頭さげるのが嫌いなタチで」と言うばかりだった。納得のいく回答は得られなかった。</p>
裁判	<p>1985年5月14日、遺族は、「娘の自殺は体罰が原因だ」として県と顧問教師を相手に損害賠償請求訴訟を起こした。</p> <p>裁判の証言の中で、2人の同級生が、「金属の棒で殴られた」「髪を引っ張られ、十円玉くらいのハゲができた」「竹刀が飛び散るほど殴られた」と証言。</p> <p>1993年9月6日、岐阜地裁で一部認容の判決。教師の体罰の違法性を認め、岐阜県に計300万円の慰謝料支払いを命じた。ただし、自殺と体罰の因果関係については、遠因ではあるが、直接の因果関係とまでは言えないとした。また、教師個人への賠償請求は認めなかった。確定。</p>

Case2	愛媛県新居浜市立新居浜中央高校バスケット部 熱中症死
概要	<p>1988年8月5日、愛媛県新居浜市の市立新居浜中央高校で、バスケット部の練習後、阿部智美さん(高1・16)が意識を失って倒れ、搬入先の病院で急性心不全のため死亡。</p>
顧問	<p>智美さんが死亡してすぐ、顧問は病院の床に土下座して「あのへばった時に病院に連れていっておれば、こんなことにならなかった」と言って遺族に詫びた。</p> <p>49日まで毎日、遺族宅に参って、その後も週1回の割合でお線香を上げに来ていた。(後に遺族が顧問の嘘を知ってから、来訪を拒絶)</p> <p>【顧問の説明】</p> <ol style="list-style-type: none"> 練習中に気分が悪くなったというので、約1時間、横に寝かせて頭を冷やし水を飲ませて休ませた。 その後元気を回復し、本人の強い希望で練習を再開。 ミーティングの後、同室の友人とタクシーで下宿に戻ったが部屋の前まで行って突然倒れ、下宿の世話人が救急車を呼んで搬入された。

遺族の調査	<p>智美さんの死後2ヶ月ほどして、毎日新聞の記者の取材から、それまで引っかかっていた学校の対応に疑問を抱き始める。</p> <p>遺族は同期生数人に会って、当日何があったのかを聞く。その結果、顧問の報告とは異なる証言を得る</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 「この日は卒業生が見に来ていたせいか、通常の練習よりハードで、顧問の指導も厳しかった。智美さんはシュートがなかなか入らず、顧問に叩かれ倒れた。 2. この後トイレで吐いたらしい。練習が再開されたとき、疲れ切った顔をして倒れこんだので、部員の一人が水を飲ませていると、顧問が「そんなことはせんでいい」「そんなふうにするけん、つけあがるんじゃ」と言って智美さんに水をかけた。 3. 顧問の皮肉や嫌みに10分くらい休んで練習を再開。インターバルトレーニングの途中で倒れ動かなくなったが、顧問に「ほっとけ」と怒鳴られて、ほうっておかれた。 4. トレーニングが終わってから卒業生が介抱しドリンク剤を飲ませたが、回復せずボンヤリした感じだった。 5. 帰宅時、智美さんは脚がガクガクふるえ、意識も朦朧として、自分で着替えることも立ち上がることもできない状態だった。 6. 顧問は「飲み会じゃ」と言ってすでに帰っており、同じ下宿の部員2人がタクシーで連れ帰ったが、下宿の入り口で座り込んでしまったので、あわてて下宿の管理人に救急車を呼んでもらった。
学校・教委の対応	<p>校長は、たびたび遺族宅を訪れたが説明なし。部活動のやり方について遺族に改善を約束したが、実際には何もしていなかった。部活動の練習はほとんど中断することもなく、手加減もされず続いていた。また、学校集会などで、智美さんが亡くなったことさえ一切、報告されなかった。</p> <p>遺族は教育委員会に内容証明で抗議文を出したが、さんざん伸ばしたあげく、12月25日に届いた文書には、学校側の言い分を鵜呑みにした報告と、「特に生徒の健康状態を十分把握し、練習内容も技術向上だけに偏ることなく適切な練習量とするとともに、事故防止に万全な配慮を実施しております」との回答があった。</p> <p>1991年3月、校長は、野球で全国的に名前を知られる松山の伝統校へ転任。(同校校長が県高野連の会長を務めることになっており、事実上の栄転)</p>
裁判	<p>1988年12月30日、遺族が、新居浜市に損害賠償を請求して提訴。</p> <p>被告側は、「死因は急性心不全である」「ショック死などと共に(異常な)体質に因るもの」として、予測の可能性や、過激な練習との因果関係を否定。</p> <p>裁判におけるスポーツドクター等の証言で、智美さんの死因が熱中症であること、練習中に倒れた段階で救急車を呼んでいれば、助かった可能性が高いことが判明。</p> <p>1994/4/13 原告が全面勝訴。</p> <p>「智美が短時間の練習再開で、前回よりも異常な状態で倒れた時点では、当時の状況に照らして一般人としても智美の身体状態が尋常でないことを容易に認識できた</p>

	ものと認められるから、S教諭は、この時点において智美の身体の危険に配慮し、救急車を手配するなどして、直ちに医師の診断を受けさせる注意義務があるのに、これを怠った過失があるというべきである」として、教師の過失を認めた。(確定)
周囲の 対応	バスケット部の父母会が開かれたが、うやむやのうちに流れてしまう。事件当初、遺族に強い同情をみせていた同期生の親たちも、裁判が始まった途端、離れていった。裁判が始まると「やはりお金が欲しかったのか」との声が聞かれる。
その後	裁判係争中の1993年9月2日、同校バスケット部で、同じ顧問のもと、知美さんの同期生の妹である1年生の女子部員が練習中に熱中症で倒れ死亡。 しかし2度目の事故直後も、同年宮崎県で開かれたインターハイに同女子バスケット部が準優勝したことが評価され、顧問は秋の国体監督に選ばれた。 県教育委員会が調査に乗り出したというニュースも、4年前の事故と関連づけての報道もなし。翌年2月には愛媛県体育協会から「優秀指導者賞」の表彰を受ける

Case3	神奈川県横浜市立奈良中学校柔道事故
概要	2004年12月24日 神奈川県横浜市の市立奈良中学校で、柔道部の男性顧問(26)が練習中、部員的小林くん(中3・15)に背負い投げや一本背負いなどの技を繰り返しかけ、急性硬膜下血腫や脳挫傷などのけがを負わせる。高次脳機能障がいなどの重い後遺症がでる。「神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの」に相当。
経緯	小林くんは幼い頃から運動神経が抜群で、剣道、ラグビー、陸上と、色々なスポーツを楽しんでいた。柔道は中学2年生の10月から始めた。 試合ではなかなか勝てなかったが、3つの高校からスポーツ推薦の話が来ていた。顧問からも強く勧められた高校があった。しかし、小林くんは「柔道では進みたくない」「ほかにいきたい学校がある」と言って、すべて断ってしまった。 両親は、顧問が顔をつぶされたと言って非常に怒っていると聞き、学校に出向き、顧問に頭を下げてお詫びした。同席した担任も「本人が行きたい高校に行かせるべきだ」と説得してくれたが、顧問は最後まで横を向いたままだった。 高校3年生の12月24日、小林くんは顧問を恐れて部活に出ないでいたが、2学期最後の登校日、校門で待ち伏せていた顧問につかまり、柔道場に連れて行かれた。柔道場で、乱取りのあと、顧問は小林くんを指名して、「サマーバケーション」が始まった。(サマーバケーションとは、柔道技を使って制裁を加えること。自分が今、立っているのか、寝ているのか、宙を飛んでいるのかわからないほど、投げまくられて、「長時間」「何もすることがない」というイメージから、部員が名付けた隠語) 顧問は小林くんに次々と技をかけ、絞め技で気を失うと、たたいて意識を戻し、休ませもせず乱取りを開始。再び絞め技をかけた。小林くんは、帯を締め直していた際に意識を失い、救急車で救命センターに運ばれる。 小林くんは、外傷性急性硬膜下血腫と診断され、緊急開頭手術を受け、一命はとり

	とめたが、ラベ静脈裂断、前頭葉脳挫傷、錐体骨損傷、頸椎ねんざ、などの重傷を負い、直後は記憶も、言葉も失っていた。その後も、外傷性の高次脳機能障害により、暗記しても翌日にはすべて忘れる。道順が覚えられない。階段などの立体的なものが平面に見える。後遺症で動作が鈍くなった。大学進学を断念。
顧問	2002年に講道館杯日本体重別選手権男子73キロ級で優勝。サンボの世界選手権にも出場。柔道での功績が認められて、横浜市に一芸に秀でた人材の特別枠で教師として採用された。絞め技が得意で、よく部員を絞め技で落としていた。 息子が「サマーバケーション」を受けた保護者が学校に抗議の電話をし、顧問は謝罪したが、その生徒はすぐに再度「サマーバケーション」を受け、生徒たちは「二度と外部にサマーバケーションを話してはいけない」と学んだ。
学校・教委の対応	2005年12月、市教委は、「絞め技とけがの明確な因果関係は認められない」とする最終報告をまとめる。乱取り稽古や絞め技で小林くんが気絶したことは認めたが、けがの発症原因については「判断できない」とし、「不適切な指導や体罰はなかった」とした。市教委の担当者は保護者に対し、「電信柱に頭をぶつけてから登校したのではないか」などと発言。 市教委は、顧問教師の行為を「適正な指導計画に基づく指導」と判断して、奈良中柔道部の顧問を続けさせていた。 事件当時の校長は事件発生3か月後の3月に定年退職。 2009年 後任の校長は、顧問を連れて、別の中学校に移動。 のちに、学校が横浜市に提出した事故報告書に、「柔道部の練習と傷病との間には直接の因果関係はないと保護者から聞いている」と書いてあったことを両親が知り、そんな話をした記憶はないと、削除を申し入れた。
顧問の支援者	顧問の支援者達は、「強くするための練習を、楽しくやるためにサマーバケーションと名付けた」と擁護。
刑事告訴	2007年2月 小林くんと両親が、教師を傷害罪で告訴。 2007年7月2日 神奈川県警は、教師が稽古に乗じて生徒を痛めつけようとしていた疑いが強いと判断して、業務上過失傷害容疑ではなく、傷害容疑で送検。 司法判断が出るまで、顧問教師を担任から外し、柔道部顧問として生徒指導をさせない方針を発表。処分は、司法判断を待って対応するとした。 校長は顧問の書類送検を受けて、朝の定例集会で謝罪。顧問教師を当面、自宅謹慎とし、司法判断が出るまで障害者施設で研修させる予定と発表。 顧問は書類送検直後に教壇を離れ、大学に通って「学校の安全管理」などを学ぶ。 2009年10月27日 横浜地検は「嫌疑不十分」で不起訴処分。 検察審査会が「不起訴不当」の結論を出す、再び不起訴決定。
裁判	2007年12月14日 両親が、男性教師と市、県に慰謝料や介護費用など計1億8600万円を求めて提訴。

	顧問は、「自分より前に乱取りをした生徒2人が原因」と主張。 2011年12月27日 横浜地裁で、横浜市と神奈川県は、原告に対し連帯して、8919万8958円を支払うよう命じる判決。 顧問の行為と障害の因果関係を認め、顧問に事故の予見は可能であったとして顧問の安全配慮義務違反を認める。
その後	裁判終了直後、横浜教委は「謝罪の用意がある」とマスコミに発表したけど、今だに一切の謝罪はない。 3カ月ほどしてマスコミから「謝罪はあったか」と取材があったことをきっかけに、家族が教委に問い合わせたけど、「教諭は、そのような精神状態ではない」と言われた。

【自殺行動の危険因子】

- **所属感の減弱** (価値ある集団などの他者から疎外されている体験)
- **負担感の知覚** (自尊感情の低下・自分の存在がお荷物)
- **身についた自殺潜在能力** (様々な程度の恐怖や疼痛を伴う体験の習慣化)
- 強い怒り
- 激しい後悔
- 肉体的精神的疲労
- 強い恐怖

※「所属感の減弱」「負担感の知覚」「身についた自殺潜在能力」の

3つの組み合わせが、重篤な自殺企図あるいは自殺死にとって最も致命的であると予測。とくに、「負担感の知覚」と「所属感の減弱」の併存が自殺願望の最も強烈なかたちとして現れると想定。

『自殺の対人関係理論』より

(Thomas E. Joiner Jr & M. David Rudd 2005 北村俊則監訳 2011.6.25 日本評論社)